

危険物 Q & A 集

整理番号	39	区分	申請・届出	A	1
質問	京都市内で危険物施設を設置したいときはどこに相談すればいいですか。				
回答	指定数量以上の危険物施設の設置又は変更を御検討の場合は、消防局予防部危険物担当に御相談ください。 指定数量未満の危険物に関する御相談は、管轄の消防署に御相談ください。				
	(連絡先)				
	消防署	電話番号	消防署	電話番号	
	北消防署	491-4148	下京消防署	361-4411	
	上京消防署	431-1371	南消防署	681-0711	
	左京消防署	723-0119	右京消防署	871-0119	
	中京消防署	841-6333	西京消防署	392-6071	
	東山消防署	541-0191	伏見消防署	641-5355	
	山科消防署	592-9755	消防局予防部指導課	212-6687	
	受付時間：土・日・祝日を除く平日 午前9時00分から同11時30分、午後1時から同5時まで (正午から午後1時を除く。)				
※ 検査等により不在となることがあるため、事前にお電話で日程の調整をお願いします。					
根拠法令等	危険物の規制に関する政令 第6条 危険物の規制に関する規則 第4条				